News Release



平成23年6月10日 資源エネルギー庁

「小口需要家向け節電サポート事業」・ 電話相談窓口「節電ダイヤル」がスタート



東京電力・東北電力管内の小口需要家(契約電力 500kW 未満の事業者※)に対して節電の取組を支援するため、専門家による戸別訪問や出張説明会等を行う「節電サポート事業」を開始しました。

また、節電に関する全般的な問い合わせ窓口である「節電ダイヤル」を開設しましたので、併せてお知らせいたします。

※オフィスビル、卸・小売店、食品スーパー、医療機関、ホテル・旅館、飲食店、学校、 製造業(工場)等の全ての小口需要家が対象。

1.「節電サポート事業」の開始について

夏期のピーク期間・時間帯における電力需要の約3分の1は小口需要家が占めており、この夏を乗り切るためには小口需要家の節電取組が重要です。小口需要家は自主的に節電行動計画を作成し、公表していただくことを通じて、15%の節電を行っていただくことが求められており、資源エネルギー庁ではこれらの取組を支援するため、東京電力・東北電力管内の小口需要家を高圧受電の需要家(約28万件)と低圧受電の需要家(約350万件)を対象に、以下の「節電サポート事業」を実施します。

なお、作成した節電行動計画を政府の節電ポータルサイト「節電 go.jp」 (http://setsuden.go.jp/) の中の事業者向けサイトにおいて登録・公表していただいた需要家には、節電宣言ステッカー(下記参照)を配布いたします。 ※6月下旬より、「節電 go.jp」(事業者向けサイト)の中で節電行動計画を作成・公表していただくことができるよう、現在準備中です。

また、「節電 go.jp」(http://setsuden.go.jp/) の中の事業者向けサイトからダウンロードできる「節電行動計画記入説明書(別冊)」の裏表紙を切りとり、節電行動計画を書いて事務所や店舗に提示できます。

<節電宣言ステッカー>



<節電宣言ポスター>

この夏の節電流	舌動計画
私たちは、	
lefoonline	
✓	
✓	
で、節電に努めております。	この夏、節電活動計画

(1) 節電サポーターによる戸別訪問(別添1)

小口需要家による電力需要の約7割を占める高圧受電の需要家(約28万件)に対しては、専門家(電気主任技術者)が節電サポーターとして戸別訪問を実施し、節電の必要性・具体的取組方法等の情報提供や、節電行動計画の作成・公表についての協力依頼を行います。

(2) 節電説明会(別添2)

低圧受電の小口需要家(約350万件)を主たる対象として具体的な節電方法の紹介や、節電行動計画の作成・公表等に関する説明会を開催いたします。今週より、東京電力・東北電力管内の主要都市において説明会を実施しており、今後は自治体・各業界団体・企業の御希望に応じて、順次出張説明会を開催してまいります。

〈東京電力管内主要都市〉

今週、一都八県において説明会を開催済み。

〈東北電力管内主要都市〉

○6月21日(火) 13:30~ 青森 Festival City アウガ

男女共同参画プラザ

岩手 岩手県情報交流センター

〇6月22日(水) 13:30~ 秋田 フォーラムアキタ

新潟 新潟市民プラザ

〇6月23日(木) 13:30~ 山形 山形テルサ

〇6月24日(金) 13:30~ 福島 南東北総合卸センター協同組合

〇6月27日(月) 13:30~ 宮城 仙台国際センター

※今後、ご希望に合わせて東電・東北電管内で説明会を実施。

2.「節電ダイヤル」の開設について

法人・家庭の方からの、効果的な節電方法や節電行動計画に関する問い合わせ窓口として「節電ダイヤル」を開設いたしました。積極的な御利用をお待ちしています。

TEL:0570―064―443(受付時間:9:00-17:00 土日祝日含む)

※電気事業法の使用制限に関するお問い合わせは、以下までお願いします。 電気・ガス事業部政策課分室:TEL:03-3501-1511、内線:4567

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課長 高見

担当者:海老原、川内

電 話:03-3501-1511(内線 4541)

03-3501-9726 (直通)

専門家による節電サポート事業



節電サポーターが、契約電力500kW未満の高圧の小口需要家(※)を戸別訪問し、 節電行動計画の作成・サイト公表・フォローアップをサポートする事業です。

※オフィスビル、卸・小売店、食品スーパー、医療機関、ホテル・旅館、飲食店、学校、製造業(工場)等の全ての小 口需要家が対象。

節電サポーター

関東電気保安協会· 東京電気管理技術 者協会等所属の 電気主任技術者 (事前登録制)

- · 節電の必要性や業種別の節電 対策の説明
- ・節電行動計画の作成をサポート
- ・計画のデータサイトへの公表協力
- ・節電官言ステッカーの配付
- ・取り組み状況のフォローアップ
- ・継続的取り組みをサポート



戸別 訪問

> 節電サポーター 節電太郎 節電活動計画 2011

節電サポーターID



節電 をPR! 実施中 節電宣言ステッカー

スケジュール

Step1:

第1回訪問

計画の作成 及び掲載 6月~7月上旬頃

計画に基づく 節電取組の実施

Step2: 第2回訪問

計画の フォローアップ 8月~9月頃

節電取組の 継続

事務局

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 政策課/省エネルギー対策課

節電サポ

ータ

節電サポート事務局本部

※本部以外に支部も設置予定(県単位を想定)

問い合わせ窓口 tel. 0570-064-443

節電説明会

資源エネルギー庁の実施する「節電サポート事業」は、 小口需要家のみなさまにおける、夏期の使用最大電力 15%抑制を推進する事業です。

節電説明会 を開催しませんか?

主に低圧受電の小口需要家の皆さま※が対象です。

※電力契約において100Vまたは200V(動力)契約をされている法人の皆さまです。

日時、会場などご希望に合わせて開催いたします。

この夏、節電活動計画



かり みんなで取り組む 15%

業種や業態にそった節電行動計画をご紹介し、 需要家の皆様に作成いただくための説明会です。

- ※詳細については、お申込み後に調整をさせていただきます。(裏面の申込書もご参照ください)
- ※申込み受付期間 : 平成23年6月6日 ~ 7月15日
 - ●今夏の電力需給の見通し
 - ●政府方針のご説明
 - ●節電サポート事業のご説明
 - ●節電方法のご紹介
 - ●節電行動計画の策定 その他

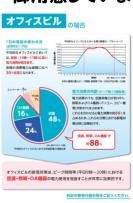
●作成した節電行動計画を、政府 の節電ポータルサイト「節電.go.jp」 に公表いただいた皆さまには、 節電宣言ステッカーを差し上げます。

オフィスの受付に、店舗の入り口に 提示頂くことで、節電のアピールに 御協力いただけます。



節電宣言ステッカ·

節電行動計画を作成していただくため、業種分類別の標準フォーマットを 御用意しています。





【業種分類】

- オフィスビル
- 卸·小売店
- 食品スーパー
- 医療機関
- ホテル・旅館
- 飲食店
- 学校
- 〇 製造業
- 〇 自由記入形式

出張節電説明会を開催する際の御留意点

- ・説明会参加者への配布資料及び説明員は事務局側で準備いたします。
- (説明会の会場等は原則主催者側でご準備をお願いいたします。)
- ・参加予定人数が原則30名以上の場合に開催いたします。
- ・主催者の方が参加者を募集する際に活用できる資料は、政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」から ダウンロードしていただけます。(予定)
- ・詳細は、下記の節電ダイヤルまでお問い合わせください。

FAX

節電サポート事務局本部

03-5551-9046

※各都県に設置する節電サポート事務局 支部の開設後は、各支部が窓口となります。 (現在整備中) 開設次第、各支部の連絡先を公表いたします。

出張節電説明会 開催申込み 記入欄

	企業・団体名		*					
	ご住所		*	Ŧ				
	担当者 ご氏名 ※							
主催者 情報	ご連絡先	電話番号	*					
		FAX番号	*					
	メールアドレス		@					
	ホームページURL		http://					
参加者情報	参加予定人数		*	名				
	希望開催日	第一希望	*					
		第二希望	*					
		第三希望	*					
	会場について	住所	*	₹				
		広さ・着席人数など	*					
	主な業種	該当する業態に ○をつけて下さい ※その他の場合は、	*	オフィスビル	卸・小売店	食品スーパー	医療機関	ホテル・旅館
		ご記入をお願いしま す。		飲食店	学校	製造業 (工場)	その他	
	特記事項							

※の記載のある項目は必ずご記入ください。

お問い合わせは

節電ダイヤル

0570-064-443

(平日・土日 9:00~17:00)



節電サポート事務局

http://www.setsuden.go.jp

<5月13日の「夏期の電力需給対策について」より抜粋>

|2. 今夏の供給力見通しと需要抑制目標

- (2) 需要抑制の目標
- これを達成するための大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、同じ目標を掲げて国民・産業界が一丸となり、平等に努力してこの夏を乗り切るとの考え方の下、均一に▲15%とする。
- (注)ピーク期間・時間帯(7~9月の平日の9時から20時)における使用最大電力の抑制を 原則とする。
- (注)需要家には、政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

3. 需要面の対策

- (2) 小口需要家(契約電力500kW未満の事業者)
- ②需要家の具体的取組
- ▶ 小口需要家は、照明・空調機器等の節電、営業時間の短縮、夏期休業の設定・延長・分散化等の具体的取組を含む自主的な計画(「節電行動計画」)について、自主的に、事業所のわかりやすい場所への掲示や政府が設けるサイトへの掲載といった方法により、公表する。

③政府の具体的取組

- 需要家の取組の策定を支援するためのサイトを立ち上げ、当該サイトを通じて、需要家が自主的に計画を登録できるようにする。
- ▶ 国民が広く需要家の取組を一覧し、評価できる仕組みを構築することとし、節電に積極的に取り組む需要家の更なる意識啓発、取組の定着化を図る。
- ▶ 主だった小口需要家に対し、個別訪問等を通じて、節電の必要性、具体 的取組方法等についての情報提供や協力依頼を行う。
- 小口需要家一般を対象に、説明会等を開催し、積極的な取組を呼びかける。